

景観法第16条第2項の規定による変更の届出に係る 流山市景観条例の事前協議手続きについて

- ① 法第16条第2項の規定による変更の届出を行う者は条例第11条第1項第1号に基づき、当該行為を行う30日前までに事前協議書を提出することとしています。

変更の届出に係る事前協議書を提出する際は、以下の必要な図書を添付してください。

② 必要な図書

添付順	図書の種類	様式等	注意事項
1	変更箇所一覧	変更箇所一覧 (参考様式)	・ 変更箇所の番号、変更事項、変更前、変更後について記入してください。
2	変更説明図		・ 1 変更箇所一覧の番号と一致するように記入してください。 ・ 変更前の図面に変更箇所を赤く囲む等、工夫し、わかりやすくしてください。 ・ 位置の変更の場合は変更後を赤で表示し、矢印でわかるように示す等工夫してください。
3	変更後の図面一式	変更する図面	・ 変更後の図面であることがわかるように図面内に「変更後」と記入してください。
4	変更前の図面一式	流山市景観計画区域内 行為適合時の図面	・ 変更前の図面であることがわかるように図面内に「変更前」と記入してください。